

「(仮称) 仙台市いじめの防止等に関する条例骨子案」に対する
パブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

(1) 意見募集期間

平成30年7月11日から平成30年8月31日まで

(2) 周知方法

- ・ 市政だより及び市ホームページへの掲載
- ・ 市施設における配布
市役所本庁舎1階市民のへや、市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、各区役所・総合支所、各図書館、各市民センター、各児童館、いじめ対策推進室
- ・ 幼稚園を除く市立学校の全児童生徒の保護者に対する周知文書の配布
- ・ 新聞広告
- ・ 市政ラジオでの広報

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、持参

2. 意見数等

(1) 提出者数：91（人・団体）

(2) 意見件数及び内訳

内 訳	件数	内 訳	件数
骨子案全体	77	「7 いじめの防止・早期発見 (2) 市立学校、教職員」	87
「1 前文」	6	「7 いじめの防止・早期発見 (3) 保護者」	21
「2 目的」	0	「7 いじめの防止・早期発見 (4) 地域住民」	22
「3 定義」	21	「8 いじめへの対処」	42
「4 基本理念」	18	「9 いじめ重大事態への対処」	13
「5 いじめ防止基本方針 (1) 市の基本方針」	3	「10 関係機関との連携」	5
「5 いじめ防止基本方針 (2) 市立学校の基本方針」	4	「11 いじめ防止等対策の検証等」	4
「6 児童生徒の心構え」	15	「12 議会への報告」	3
「7 いじめの防止・早期発見 (1) 市、教育委員会」	26	その他	73
合 計			440

(3) 意見と本市の考え方

別紙「『(仮称) 仙台市いじめの防止等に関する条例骨子案』に対するご意見と本市の考え方」のとおり